令和８年（フ）第２５１７号
横浜市磯子区洋光台４丁目41番４号　サンシティ洋光台201号
債務者　池田久利美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５４６号
横浜市南区睦町１丁目31番地１　睦ハイム411
債務者　三ツ國美由紀
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５５２号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑163番地　テランヴェール茅ヶ崎207号
債務者　内藤　孝希
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５５３号
横浜市港北区新吉田東６丁目32番31号
債務者　小柳　和子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５６４号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目25番19―206号
債務者　本田カズ子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３０号
新潟市西蒲区今井73番地
債務者　丸山　　学
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４８０号
新潟市西区五十嵐東３丁目１番50号　ヴィーナスタウン307
債務者　小林　真理
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５０８号
新潟市東区牡丹山３丁目13番19号　リンデンバウム202号
債務者　新田　七斗
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０２号
山梨県北杜市長坂町長坂上条2111番地１　プラスワンズＡ―101、前住所山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3087番地１　おおたきの里Ｆ
債務者　古賀　真由
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０３号
長野県東御市滋野乙1238番地５
債務者　荻原　行雄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１０４号
長野県東御市滋野乙1238番地５
債務者　荻原　幸枝
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第２９２号
奈良県生駒市小明町1144番地３　ジースイーツ507
債務者　松本　砂織
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３０５号
奈良市西大寺竜王町一丁目４番67―101号
債務者　毛利　琢己
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３９５号
和歌山市六十谷1021番地１　愛らんど１―102
債務者　伊永　錦司
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１０３号
鳥取県鳥取市卯垣５丁目11番地　Ａ―１
債務者　岡田　英子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１９号
鳥取県鳥取市古海661番地13
債務者　吉田希世子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０００号
広島県東広島市黒瀬町国近10605番地78
債務者　真鍋　　光（旧姓藤田）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　広島地方裁判所民事第４部